

平成19年6月13日（水）

（午後1時1分 再開）

○副議長（上久保 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、中上議長にかわりまして、私、上久保が議長の職務を行いますので、当局の皆さん、また、各議員の皆さま方にはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。

7番議員の中谷和史君から、昨日の一般質問における発言について、一部、不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出に対して許可をすることにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上久保 修君） ご異議なしと認めます。

よって中谷和史君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

次に、お諮りいたします。

選挙管理委員会事務局長から、一昨日の中本議員の一般質問に対する答弁における発言について、一部、不適切な発言があったので、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上久保 修君） ご異議がありませんので、よって、選挙管理委員会事務局長からの発言の取り消し申し出を許可することにいたしました。

それでは、日程に従い、一般質問を行います。

順番18、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君） 上久保副議長のお許しを得ました。始めたいと思います。

間もなく梅雨入りが宣言されると思います。アジサイの花が一雨ごとに色を濃くする季節となりました。

まず、一般質問や予算審議の折、すべての課長、管理職が待機して審議を見ています。委員会審査でごくたまに、それらの方の一部が必要かと思える場面もあったような気がしますが、本会議のそれではなかったと感じています。

議員の質問にスムーズに答えたいとの気持ちはとてもありがたいと思いますが、公務員の平均時間給が4,000円を超える現実、待機者はそれを超えるクラスの方ばかりと拝察いたしますが、あの人数が自分の管轄外の質問のために待機するという不経済さは、民間人からはいかにも理解しがたいものであります。

委員会では質問の範囲が限られ、ましてや議会、一般質問においては、質問者の順位が確定しており、質問の範囲も委員会以上に限定されるのではないのでしょうか。都度、必要な職員だけが待機して十分なのではないのでしょうか。

少し余談にそれたいと思いますが、以前、高野口町で調べた平成10年の職員給与の町の負担額は、41歳で714万円であったと記憶しています。それを当町の労働基準にならい、年間の合理的勤務日数222日で除し、それを1日の勤務時間8時間で除すと、時間当たり4,000円という数字が導かれます。この金額には退職金の積み立ては含まれていなかったと思いますが、ゆえに、高野口町職員の時間給

は平均4,000円との理解に達しておりました。

これは、決して、当町の給料が高過ぎるというのではなく、公務員は平均してこれだと理解すべきものであると思われまます。民間企業でこの社員平均時間給4,000円で成り立つ企業がありましたら、ぜひご連絡いただきたいと思ひます。私の理解、そんな企業はこの日本程度の経済大国では存在し得ないと思ひます。民間で成り立たない給料賃金で国、自治体になっていること自体がおかしいという考えはおかしいでしょうか。

今、我が地方では想像不可能の、一部の都会限定のいざなぎ景気を超える景気がこの日本を支えているらしいのですが、その好景気を支える労働力は、合理的に最低の時間給で寝食を覚えぬ働く多数の労働人口に支えられていることと私は想像します。

あとの理論の展開はこれで置きますが、議会も大切、役所を訪れる住民のサービスに努めるのはそれ以上に大切なのではと思ひ、質問に及びました。

次に、市役所の1・2階には打ち合わせ相談の部屋がほとんどありません。市民が相談に訪れたときなど、仕切られた部屋がなく不便とのこと、また、職員同士の相談、仕事の打ち合わせも、その点で不便とのこと。喫煙室もままならぬ状況の折、かなりな困難を伴うと思われまますが、職員、市民が不便をかこつ、この状況の改善策はないのでしょうか。

次であります。職員の昼どきの休憩は、高野口町の場合はたしか1時間であったと思ひまます。橋本市では何ゆえ45分になったのでありましようか。全国的にそのような事態になっているとの話もありますが、そのため、食事に費やす時間がなく、周辺の食堂など、いつときに職員が訪れれば、当然、混雑が起こり、あきらめて他の店へ行っても、同様の事態は容易に想像され、食堂での食事はあき

らめる。当然、喫茶店での一服もなしということが、この昼の休憩45分化によって現出、市役所周辺の経済を阻害しています。

また、昼の休憩15分の削減による飯はかき込めという状況を連日続ければ、職員の体調面に及ぼす影響も少なからずあると思ひます。

1時間あったものが45分になったというのは、法的にはどういふ根拠なのでありましようか。公務員の勤務について取りざたされることも多いし、私においても納得しがたい現実もなくはありませんが、こと、この件については、四角四面の法解釈によって、司馬遼太郎が『龍馬がゆく』の中で勝海舟に語らせた言葉だと思ひていますが、こんな状況は窮屈だという、「吐く息、吸う息、すべて意味あれ」、公務員はかくのごとくあるべしと思ひているようにしか思えません。

もう少し弾力的に運用できないものでありましようか。また、このたびの質問には及んでいませんが、公式に終業時刻が5時15分という民間企業はあまり見受けないうな気がしていまますが、民は官の労働時間に合わせ役所を訪れよと思ひているようにも思えまます。今後、もし終業時間の検討をされる機会があれば参考にされてはいかがでありましようか。

最後に、南海大地震の発生確率が年々高くなり、全世界の異常気象がもたらす災害は、我が日本においても例外ではありません。これらの災害を予測するとき、本市において、それらの場合の各課の役割、任務の分担、指揮系統などについて明文化、図式化されているのでありましようか。

一朝事が起これば、その適切な対処に職員が右往左往しないように、住民がそれ以上に混乱しないように適切な対処を望みまます。例えば豪雨災害などの場合に、浸水多発地区とその対策、排水ポンプの設置箇所とその連絡先、地滑りなどのおそれのある地域、紀の川

増水時における内水排除など、旧高野口町で行われていた防災対策要領は新市において整備されているのでしょうか。

以上、一般質問、議席での答弁を期待いたします。

○副議長（上久保 修君）6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）清水議員の質問にお答えいたします。

本議会、委員会での職員の待機についてですが、本議会での審議中は、質問にスムーズに対応できるよう、課長等が控え室で待機しております。このことについては、先日の部長連絡調整会議において、待機者は原則課長級以上とすることを確認したところでございます。

今後は、議員おただしのおり、審議の進行を見ながら待機者が入れかわるなどして、必要最小限の待機者となるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、委員会においても、出席者は原則関係課の課長補佐以上としているところで、再度、このことについても徹底してまいりたいと考えております。

2点目の市役所本庁舎の打ち合わせ、相談場所についてですが、本庁舎の1・2階には情報公開室、市民相談室、福祉相談室の3カ所の相談室、20名程度が会議できる会議室が1室と、10人程度が打ち合わせできるスペースが2カ所あります。

会議室、相談室の不足については以前からの課題であり、本庁内での確保は課の配置とスペースの関係上難しいことから、少し離れてはおりますが、5月から西別館に新たな会議室を設け、活用を図っているところです。

今後、抜本的な解決については、保健福祉

センターの建設にあわせて相談室等の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、休憩時間に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、合併前の両市町ともに、従前から昼の休憩時間は正午から午後1時までの60分とし、運用してきたところでございます。

しかしながら、旧橋本市において、合併前の平成17年4月1日に休憩時間の運用が正午から午後12時45分までの45分間に改められ、合併時において旧市の制度に統一、現在に至っているところでございます。

休憩時間の時間数につきましては、労働基準法第34条第1項において、「使用者は労働時間が6時間を超え8時間以内の場合は、少なくとも45分与えなければならない」旨の規定がされており、また、本市勤務時間条例においても同様の規定を設けております。

これらの規定は、あくまでも最低限度を定めたものではございますが、45分という時間数については、法律上、問題がないものと考えており、住民サービス面、職員の健康面、職員の希望等を考慮の上、定めたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（上久保 修君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、清水議員の災害時において、本市の各課の役割、任務の分担、指揮系統などについてと、浸水多発地区の排水ポンプの設置箇所、紀の川増水時における内水排除など、旧高野口町で行われていた防災対策要領は新市において整備されているのかとの質問にお答えさせていただきます。

まず、災害時の職員体制は、地域防災計画の中に、災害応急対策の活動体制ということ

で、災害の規模、状況に応じまして、警戒1号から警戒3号及び災害対策本部体制といたしまして、災対1号から災対3号まで、順次、職員増員の配備体制をとっており、その活動体制には万全を期しているところでございます。

次に、旧高野口町における防災対策要領は新市においても引き継がれており、特に豪雨時における排水ポンプの件については、旧高野口町内の設置箇所、作動状態等はすべて確認をいたしてございます。

合併後、関係各課、市消防本部とも協議した結果、旧高野口町の浦島川、垣花につきましては市消防本部、雨天樋川については建設課、旧高野口町内の排水ポンプにつきましては管理課と、3部署の所管ということで確認いたしてございます。

なお、次年度以降につきましては、水防計画に基づき、所管の検討を行うとともに、今後も災害に強いまちづくりをめざして取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

○副議長（上久保 修君）6番 清水君、再質問ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）企画部長から答弁いただきました。法的には問題ないということであったと思いますが、経済面についての考慮は、一応、今のところ、何もされないということですね。把握されておられませんか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）休憩の件でござい
ますか。

経済面の考慮はしたことがございませ

れども、そういう話は耳に入っていないので、それは考えておりません。考慮したことがございせん。

○副議長（上久保 修君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）私の耳には入っておりますので、一度、調査していただきたいと思
います。

それと、職員の不満はないものですか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）これも、合併したときに、一応、職員のアンケートということ
でさせていただいたんです。その中で、たしか数についてはかなり接近していたということがござい
ます。ということで、45分のほうが少し多かったというような、数字的に同数
程度でした。職員のほうからは交代交代にしたらどうかというような話も出たんですけども、それはできないということで、とにかく多いほうでやっていくということで決まった経過もござい
ます。

○副議長（上久保 修君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）この2点、今後、見守
っていただきたいと思
います。

次、4番に移りたいと思
います。4番、い
ろいろ質問を考えてきたんですけども、た
くさんの質問で満足してしまいましたので、以
上で質問を終わります。

○副議長（上久保 修君）これをもって、6
番 清水君の一般質問は終わりました。